【書面申請】第一種フロン類充塡回収業者の変更届出のご案内

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

1 登録に必要な書類

□第一種フロン類充塡回収業の登録変更届出書* (1通)

変更届出に加えて、届出の内容により下記の追加書類が必要です。

<登録者の氏名、名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名を変更する場合>

□)本人を確認できる書類

個人の場合

「本人確認情報の利用承諾書」*

または「住民票の写し」原本(発行日より3か月以内、本籍地・個人番号の記載が無いもの)

法人の場合

登記情報連携システムを先行導入中のため、登記事項証明書の提出は不要

<業務に係る第一種特定製品の種類、充塡・回収しようとするフロン類の種類を変更する場合>

□1)フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

自ら所有している場合…「納品書」「領収書」「販売証明書」「購入契約書」等のうち、いずれかのコピー ※上記の書類が無い場合は…フロン回収機の写真(全体写真とメーカー及び型式が 分かる写真)を添付した「申立書」*

|所有権を有していない場合|…「借用契約書」「共同使用規定書」「管理要領書」等のうち、いずれかのコピー

□2)フロン類回収設備の種類およびその設備の能力を説明する書類
「**仕様書**」「取扱説明書」「カタログ」等のうち、いずれかのコピー
※回収できるフロンの種類(CFC や R-12 等)および回収能力(200g/分 等)が明記されているもの

(参考資料)※審査の過程で以下の資料を求めることがあります。

フロン類の充塡・回収を自ら行う者、またはフロン類の充塡・回収に立ち会う者が有する資格に関する資料 として、「**資格証**」「合格証書」等のコピー

「充塡に関する資格等の例】

- ・冷媒フロン類取扱技術者
- ・ 一定の資格等を有し、かつ充填に必要となる知識 等の習得を伴う講習を受講した者 (一定の資格等の例)
 - ●高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)
 - ●上記保安責任者(冷凍機械以外)
 - ●冷凍空気調和機器施工技能士
 - ●冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)
 - ●高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の 保安管理者
 - ●自動車電気装置整備士

「回収に関する資格等の例〕

- ・冷媒フロン類取扱技術者
- ・冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した 冷媒回収技術者
- ・ 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)
- 冷凍空気調和機器施工技能士
- 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所 の保安管理者
- ・ フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
- 冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)
- 技術士(機械部門(冷暖房•冷凍機械))
- · 自動車電気装置整備士

※上記の資格等を有されない場合でも申請をしていただけますが、フロン類の充塡・回収においては、十分な知見を有する者が自ら行う、または立ち会うことが義務(規則第14条第9項)となっていますのでご注意ください。

★印の書類は、各様式を滋賀県ホームページからダウンロードできます。

滋賀県>県民の方>環境・自然>環境>第一種フロン類充塡回収業者について(フロン排出抑制法)

掲載場所URL: https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/300660.html



<フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品からの回収の有無を変更する場合>

「業務に係る第一種特定製品の種類、充塡・回収しようとするフロン類の種類を変更する場合」と同じ追加書類を ご提出ください。

- □1)フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類
- □2)フロン類回収設備の種類およびその設備の能力を説明する書類

(参考資料)※審査の過程で以下の資料を求めることがあります。

フロン類の充填・回収を自ら行う者、またはフロン類の充塡・回収に立ち会う者が有する資格に関する資料

<その他の変更の場合>

- ・事業所の住所および名称のみを変更する場合
 - →追加書類は必要ありません。
- ・フロン類の回収の用に供する設備の種類および台数を変更する場合
 - →<u>「充塡・回収しようとするフロン類の種類」および「フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品からの回</u>収の有無」に変更を伴わない場合は、届出する必要がありません。
- ※フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第10条に規定する「軽微な変更」に該当
- ・上記以外の変更を行う場合
 - →滋賀県琵琶湖環境部環境政策課までお問い合わせください。

<行政書士による代理申請をする場合>

行政書士による代理申請の場合は、次の事項について対応をお願いします。

なお、他の法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士でない者が官公署に提出する書類の作成を業として 行うことは、行政書士法により禁じられています。

1)申請書等への記名・押印について

申請書等の枠外・欄外の適切な余白部分に記名のうえ職印を押印してください。

2)委任状の提出について

委任状は、各申請・届出ごとに作成し、申請書・届出書とともに提出してください。 委任状には次の内容を記載してください。

- ・ 代理人住所、氏名および行政書士の登録番号(行政書士証票の番号)
- ・ 代理人の連絡先
- ・ 委任の範囲(具体的に記載してください。)
- ・ 日付(各申請・届出の日から3か月以内のもの)
- ・ 委任者住所、氏名(法人にあっては、名称および代表者の氏名)
- ・ ※上記内容が記載されていれば様式は任意です。
- 3)窓口における本人確認について

本人確認は、次の書類の提示により行います。

- •行政書士:行政書士証票
- •行政書士の補助者:行政書士補助者証

参考.追加書類の一覧

届出の内容へ個人・法人の別	個人	法人
(個人)氏名·住所 (法人)名称·本社住所·代表者氏名	本人確認情報利用承諾書 または 住民票	_
事業所の名称・住所	_	_
充填・回収しようとするフロン類の種類 および第一種特定製品の種類	回収機の能力を示す書類 回収機の所有を示す書類 (充填・回収に関する資格)	回収機の能力を示す書類 回収機の所有を示す書類 (充填・回収に関する資格)
フロン類の充填量が50kg以上の第一 種特定製品からの回収の有無	同上	同上
回収機の種類および台数	(上記2項目に変更が無い場合、 届出不要)	(上記2項目に変更が無い場合、 届出不要)
その他の変更	環境政策課に問い合わせの上 必要書類を提出	環境政策課に問い合わせの上 必要書類を提出
行政書士による代理申請をする場合	委任状 提出書類に記名のうえ職印を押印	委任状 提出書類に記名のうえ職印を押印

2 申請方法

<持参する場合>

滋賀県庁の本館4階にあります環境政策課の申請窓口に持参してください。 申請の受付時間は平日の9時~12時および13時~17時としています。

<郵送する場合>

簡易書留やレターパックプラス(赤色の封筒)の表に「フロン登録申請」と朱書きのうえ滋賀県琵琶湖環境部環境 政策課あて送付してください。

※受領時に記録が残らないレターパックライト(青色の封筒)および普通郵便での提出はお控えください。

※登録の有効期間満了年月日までに、郵便事情等により申請書類等が届かなかった場合、申請書類等に不足・ 不備があった場合は、受理できませんのでご注意ください。

3 その他

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第31条の規定により、第一種フロン類充填回収業者登録の変更届出は変更の事由があった日から30日以内に届け出なければなりません。これに違反すると、同法105条により30万円以下の罰金に処す場合があります。

万が一、30日を超過して届出を行う場合は、下記の滋賀県琵琶湖環境部環境政策課までご連絡ください。

【お問い合わせ/申請窓口】

 $\pm 520 - 8577$

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

TEL : 077 - 528 - 3357 FAX : 077 - 528 - 4844

E-mail: de0003@pref.shiga.lg.jp